

公布された条例のあらまし

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

- 1 条例改正の目的
国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、感染症防疫の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、心身に著しい負担を与える作業に従事したときに支給額の加算ができるよう必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

- 1 条例改正の目的
戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、令和4年1月11日から施行することとした。

◆高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

- 1 条例改正の目的
県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図ることを目的として、県内指定医療機関において助産師の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付ける制度について、安定的な周産期医療体制を維持するため、継続的な助産師の確保が図れるよう時限的な措置の見直しをするとともに、看護師及び准看護師に係る奨学金の貸付制度と同様に償還の際に利息を付することができることとした。
- 2 施行期日
この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◆高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

- 1 条例改正の目的
国からの指示に基づき、令和3年度末としている条例の失効期限を繰り上げて、基金の残額を年度内に国庫に返納することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

- 1 条例改正の目的
住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化及び区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し等がされることを考慮し、長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとするとともに、

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	2
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例	2
◎高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例	3
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
◎公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	10

認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年2月20日から施行することとした。

◆公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）が一部改正されたこと等を考慮し、教育職員について1年単位で週休日及び勤務時間の割振りを定める勤務が可能となるよう必要な改正をすることとした。

2 主要内容

- （1） 夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）において教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、1年単位の週休日及び勤務時間の割振りを行うことができること。（第6条の2第1項）
- （2） 週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならないこととし、4月1日から翌年の3月31日までの間における当該割り振る勤務時間の合計は、38時間45分を限度とすること。（第6条の2第2項）
- （3） 週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、文部科学大臣が定めた指針に定める措置を講ずるものとする。こと。（第6条の2第6項）
- （4） 対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員が所属する学校について、文部科学大臣が定めた指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなったときにおいては、当該教育職員に対して、割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするものとする。こと。（第6条の3）

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）が一部改正されクロスボウの所持が許可制となること等に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第285号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、クロスボウの所持の許可の申請等に対する審査、取扱いに関する講習会、射撃練習を行う資格の認定に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年3月15日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第43号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「家畜伝染病予防法」を「感染症防疫の作業に従事する職員が家畜伝染病予防法」に改め、同備考を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 感染症防疫の作業に従事する職員が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事したときの特殊勤務手当の額は、6の項の右欄の人事委員会規則で定める額により支給されることとなる額に当該作業に従事した日1日につき290円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第44号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項及び第3項」を「第9条第2項及び第4項」に改める。

第4条第2項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月11日から施行する。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第45号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「緊急」を削る。

第1条中「緊急的な」を削る。

第3条第2項中「奨学金は」を「奨学金は、第7条第3項の規定により利息を付する期間を除き」に改める。

第7条に次の2項を加える。

3 前2項の規定により償還しなければならない奨学金には、規則で定めるところにより、当該償還することが決定された日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年3.0パーセント以内で知事が定める割合で計算した利息を付するものとする。ただし、県内の医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に規定する助産所に準ずるものを含む。）において助産師の業務に従事している間（次条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている場合において、県内指定医療機関において助産師の業務に従事している間（法第12条第2項の規定による助産師免許の申請手続中に当該県内指定医療機関において就業し、継続して助産師の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した間を含む。）を含む。）は、利息を付さないものとする。

4 前項の規定により利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏年びんねんの日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により延滞利子を計算する場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

附則第2項並びに附則第3項の前の見出し並びに同項及び附則第4項を削り、附則第5項を附則第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の償還については、なお従前の例による。

（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例」を「高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例」に改める。

（高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正）

4 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「当該奨学金の貸付けを受けている間（奨学金の貸付けを一時停止さ

れている間を含む。）は」を「第7条第3項の規定により利息を付する期間を除き」に改める。

第7条第3項中「償還すべき」を「償還することが決定された」に改める。

高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第46号

高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和3年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年1月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第47号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。第55条の3第1項の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 ア 新築する住宅 （ア）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）が添付されているもの a 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないも	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	

のをいう。以下この表において同じ。)に係るもの							
(a) 床面積が100平方メートル以下の場合	1戸につき1万円			(d) 戸数が11以上25以下の場合			13,000円を乗じて得た額を加算した額
(b) 床面積が100平方メートルを超える場合	1戸につき12,000円			(e) 戸数が26以上50以下の場合			74,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額
b 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)に係るもの				(f) 戸数が51以上100以下の場合			125,000円に戸数に1万円を乗じて得た額を加算した額
(a) 戸数が1の場合	12,000円			(g) 戸数が101以上200以下の場合			274,000円に戸数に8,000円を乗じて得た額を加算した額
(b) 戸数が2以上5以下の場合	8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額			(h) 戸数が201以上の場合			388,000円に戸数に8,000円を乗じて得た額を加算した額
(c) 戸数が6以上10以下の場合	12,000円に戸数に1,900円を乗じて得た額を加算した額			イ 増築し、又は改築する住宅			679,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額
(d) 戸数が11以上25以下の場合	20,500円に戸数に1,100円を乗じて得た額を加算した額			(ア) 確認書が添付されているもの			
(e) 戸数が26以上50以下の場合	26,000円に戸数に1,100円を乗じて得た額を加算した額			a 一戸建ての住宅に係るもの			1戸につき15,000円
(f) 戸数が51以上100以下の場合	39,000円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額			(a) 床面積が100平方メートル以下の場合			1戸につき18,000円
(g) 戸数が101以上200以下の場合	56,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額			(b) 床面積が100平方メートルを超える場合			
(h) 戸数が201以上の場合	14万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額			b 共同住宅等に係るもの			18,000円
(イ) 設計住宅性能評価書及び確認書が添付されていないもの				(a) 戸数が1の場合			12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額
a 一戸建ての住宅に係るもの				(b) 戸数が2以上5以下の場合			15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額
(a) 床面積が100平方メートル以下の場合	1戸につき47,000円			(c) 戸数が6以上10以下の場合			47,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(b) 床面積が100平方メートルを超える場合	1戸につき59,000円			(d) 戸数が11以上25以下の場合			71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
b 共同住宅等に係るもの				(e) 戸数が26以上50以下の場合			93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(a) 戸数が1の場合	59,000円			(f) 戸数が51以上100以下の場合			124,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(b) 戸数が2以上5以下の場合	4万円に戸数に14,200円を乗じて得た額を加算した額			(g) 戸数が101以上200以下の場合			29万円に戸数に400
(c) 戸数が6以上10以下の場合	47,000円に戸数に			(h) 戸数が201以上の場合			

<p>(イ) 確認書が添付されていないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p>		<p>円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1戸につき71,000円</p> <p>1戸につき88,000円</p> <p>88,000円</p> <p>61,000円に戸数に21,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>75,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>99,000円に戸数に17,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>138,000円に戸数に16,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>311,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>381,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>818,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額</p>		<p>造等認定基準」という。)に係る変更を含むもの</p> <p>a 設計住宅性能評価書又は確認書が添付されているもの</p> <p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>i 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>(b) 共同住宅等に係るもの</p> <p>i 戸数が1の場合</p> <p>ii 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>iii 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>iv 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>v 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>vi 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>vii 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>viii 戸数が201以上の場合</p>		<p>1戸につき5,000円</p> <p>1戸につき6,000円</p> <p>6,000円</p> <p>8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>12,000円に戸数に1,900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>20,500円に戸数に1,100円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>26,000円に戸数に1,100円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>39,000円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>56,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>14万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による住宅の譲受人を決定した場合におけるもの及び同条第3項の規定による区分所有住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。）の管理者等が選任された場合におけるものを除く。）に対する審査</p> <p>ア 新築する住宅</p> <p>(ア) 法第6条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「長期使用構</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>					

<p>b 設計住宅性能評価書及び確認書が添付されていないもの</p> <p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>i 床面積が100平方メートル以下の場合 1戸につき23,500円</p> <p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合 1戸につき29,500円</p> <p>(b) 共同住宅等に係るもの</p> <p>i 戸数が1の場合 29,500円</p> <p>ii 戸数が2以上5以下の場合 4万円に戸数に14,200円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>iii 戸数が6以上10以下の場合 47,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>iv 戸数が11以上25以下の場合 74,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>v 戸数が26以上50以下の場合 125,000円に戸数に1万円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>vi 戸数が51以上100以下の場合 274,000円に戸数に8,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>vii 戸数が101以上200以下の場合 388,000円に戸数に8,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>viii 戸数が201以上の場合 679,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 長期使用構造等認定基準に係る変</p>		<p>更を含まないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合 1戸につき5,000円</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合 1戸につき6,000円</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合 6,000円</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合 8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合 12,000円に戸数に1,900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合 20,500円に戸数に1,100円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合 26,000円に戸数に1,100円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合 39,000円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合 56,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合 14万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 増築し、又は改築する住宅</p> <p>(ア) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含むもの</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>a 確認書が添付されているもの</p> <p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>i 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>(b) 共同住宅等に係るもの</p> <p>i 戸数が1の場合</p> <p>ii 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>iii 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>iv 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>v 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>vi 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>vii 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>viii 戸数が201以上の場合</p>	<p>1戸につき7,500円</p> <p>1戸につき9,000円</p> <p>9,000円</p> <p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>47,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>124,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>下の場合</p> <p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>(b) 共同住宅等に係るもの</p> <p>i 戸数が1の場合</p> <p>ii 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>iii 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>iv 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>v 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>vi 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>vii 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>viii 戸数が201以上の場合</p> <p>(イ) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p>	<p>1戸につき44,000円</p> <p>44,000円</p> <p>61,000円に戸数に21,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>75,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>99,000円に戸数に17,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>138,000円に戸数に16,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>311,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>381,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>818,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1戸につき7,500円</p>
<p>b 確認書が添付されていないもの</p> <p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>i 床面積が100平方メートル以</p>	<p>1戸につき35,500円</p>		

- (b) 床面積が100平方メートルを超える場合
- b 共同住宅等に係るもの
 - (a) 戸数が1の場合
 - (b) 戸数が2以上5以下の場合
- (c) 戸数が6以上10以下の場合
- (d) 戸数が11以上25以下の場合
- (e) 戸数が26以上50以下の場合
- (f) 戸数が51以上100以下の場合
- (g) 戸数が101以上200以下の場合
- (h) 戸数が201以上の場合

1戸につき9,000円

9,000円

12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

47,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

124,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

3 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画に係る住宅容積率特例許可申請手数料	16万円
--------------------------------------------------------	------------------------------	------

備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲

げる額は、共同住宅等1棟についての額とする。

第55条の3第2項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。(経過措置)
 - 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第48号

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第42条並びに」を「第42条、」に、「以下「特別措置法」を「以下この条において「給特法」に、「第6条」を「第6条並びに給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項」に改め、同条第2項中「特別措置法」を「給特法」に、「指針」を「指針（以下「指針」という。））」に改める。

第6条第1項中「次条第1項において」を「以下」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第6条の2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、教育職員（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第4条及び第5条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含めるものとする。以下

同じ。)として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならない。この場合において、4月1日から翌年の3月31日までの間における当該割り振る勤務時間の合計は、38時間45分を限度とする。

- 3 第1項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 第1項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
 - (2) 対象期間
 - (3) 対象期間の起算日
 - (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲
 - (5) 特定期間(対象期間中において特に業務が繁忙な期間をいう。次号において同じ。)
 - (6) 特定期間の起算日
 - (7) 対象期間における勤務日(勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。)及び当該勤務日ごとの勤務時間(次項の規定に基づき対象期間を1月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下この条において「最初の期間」という。)における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間)
- 4 任命権者は、第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。
- 5 任命権者は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定に基づき区分された各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。
- 6 任命権者は、第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則(令和2年文部科学省令第26号。次条第1項において「給特法施行規則」という。)第6条第1項の規定に基づき指針に定める措置を講ずるものとする。
- 7 第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定められた者に関する給与条例第8条第5項及び第20条の2第1項並びに勤務時間条例第8条第1項の規定の適用については、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。)
- 第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、給与条例第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「特別措置条例第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、勤務時間条例第8条第1項中「第3条から第6条まで」とあるのは「第3条から第6条まで及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第6条の2第1項」とする。
(勤務することを要しない時間の指定)

第6条の3 任命権者は、前条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定め

た場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員が所属する学校について、給特法施行規則第6条第1項の規定に基づき指針に定める措置を講ずることができなくなつたとき又は講ずることができなくなることが明らかとなつたときにおいては、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日等を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定に基づき割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、時間外勤務とみなし、教育職員に対し当該時間に勤務することを命ずる場合は、第6条第2項各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

3 第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に関する給与条例第17条及び第20条の2第1項の規定の適用については、給与条例第17条中「又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合」とあるのは「若しくは勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。)第6条の3第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された場合」と、給与条例第20条の2第1項中「又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」とあるのは「若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は特別措置条例第6条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間」とする。
第7条第1項中「(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。))の教育委員会とする。以下同じ。)」を削る。

第8条中「特別措置法第7条第1項に規定する」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条の2に規定する1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。
(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)
- 3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年高知県条例第34

号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「。以下「法」という。」を削り、「行ない」を「行い」に改める。

第2条中「給与」を「給与」に改め、同条第1号中「法第55条第8項」を「地方公務員法第55条第8項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第6条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第49号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条の表中

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 法第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 (1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の場合 (2) (1)に掲げる許可以外の許可の場合	所持許可記載手数料 所持許可交付手数料	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、4,300円) 10,500円(当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,700円)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 法第4条第1項の規定に基づ		

く銃砲等(銃砲及びクロスボウをいう。以下この表において同じ。)又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査

(1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃(空気拳銃を除く。)の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃(空気拳銃を除く。)の所持の許可の場合

(2) 法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の場合

(3) (1)及び(2)に掲げる所持の許可以外の所持の許可の場合

猟銃等所持許可記載手数料

クロスボウ所持許可記載手数料

所持許可交付手数料

6,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃(空気拳銃を除く。)の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃(空気拳銃を除く。)の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)

6,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)

10,500円(当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく所持の許可の申請に係る審査にあつては、6,700円)

に改め、同表2の項中「に基づく」を「に基づく銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は銃砲等の所持の許可の更新の際の」に改め、同表3の項中「空気銃を」を「空気銃(空気拳銃を除く。)を」に、「第5条の2第3項第2号」を「第5条の2第3項第2号又は第3号」に、「経験者講習会手数料」を「猟銃等経験者講習会手数料」に、「初心者講習会手数料」を「猟銃等初心者講習会手数料」に改め、同表15の項中「に基づく」を「に基づく空気銃の」に、「年少射撃資格認定講習会手数料」を「空気銃年少射撃資格認定講習会手数料」に改め、同項を同表16の項とし、同表14の項中「に基づく」を「に基づく空気銃の」に、「年少射撃資格認定証再交付手数料」を「空気銃年少射撃資格認定証再交付手数料」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項中「に基づく」を「に基づく空気銃の」に、「年少射撃資格認定証書換え手数料」を「空気銃年少射撃資格認定証書換え手数料」に改め、同項を同表14の項とし、同表12の項中「に基づく」を「に基づく空気銃の」に、「年少射撃資格認定手数料」を「空気銃年少射撃資格認定手数料」に改め、同項を同表13の項とし、同表11の項中「に基づく」を「に基づく猟銃又は空気銃の」に、「射撃練習資格認定手数料」を「猟銃等射撃練習資格認定手数料」に改め、同項を同表12の項とし、同表10の項中「に基づく」を「に基づく猟銃の」に、「射撃教習資格認定手数料」を「猟銃

射撃教習資格認定手数料」に改め、同項を同表11の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>10 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。）又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>(1) 新たな許可証の交付を伴う猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の場合</p>	<p>猟銃等所持許可更新交付手数料</p>	<p>7,200円（当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第2項の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第2項の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円）</p>
<p>(2) 新たな許可証の交付を伴うクロスボウの所持の許可の更新の場合</p>	<p>クロスボウ所持許可更新交付手数料</p>	<p>7,200円（当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第2項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第2項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円）</p>
<p>(3) 新たな許可証の交付を伴わない猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新</p>	<p>猟銃等所持許可更新記載手数料</p>	<p>6,800円（当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第2項の規定に基づく猟銃又は空気銃</p>

<p>の場合</p> <p>(4) 新たな許可証の交付を伴わないクロスボウの所持の許可の更新の場合</p>	<p>クロスボウ所持許可更新記載手数料</p>	<p>（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第2項の規定に基づく猟銃又は空気銃（空気拳銃を除く。）の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円）</p> <p>6,800円（当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第2項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第2項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円）</p>
-------------------------------------------------------	-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第10条の表9の項を削り、同表8の項中「に基づく」を「に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項中「に基づく」を「に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項中「銃砲」を「銃砲等」に、「基づく許可」を「基づく所持の許可」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「操作及び技能講習手数料」を「猟銃操作及び技能講習手数料」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「技能検定手数料」を「猟銃技能検定手数料」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

<p>4 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催</p> <p>(1) 現に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可を受けてクロスボウを所持している者に対</p>	<p>クロスボウ経験者講習会手数料</p>	<p>3,000円</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	---------------

する講習会の場合 (2) (1)に掲げる講習会以外の 講習会の場合	クロスボウ初 心者講習会手 数料	6,900円
-----------------------------------------	------------------------	--------

第10条の表に次のように加える。

17 法第9条の16第1項の規定に基 づくクロスボウの射撃練習を行う 資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射 撃練習資格認 定手数料	9,300円(当該申請を行う者が 同時に他の法第9条の16第1項 の規定に基づくクロスボウの射 撃練習を行う資格の認定の申請 を行う場合における当該他の同 項の規定に基づくクロスボウの 射撃練習を行う資格の認定の申 請に係る審査にあつては、 5,600円)
---------------------------------------------------------	--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第21条第1項第1号中「同条の表1の項の(2)、7の項及び8の項」を「同条の表1の項の(3)、8の項及び9の項」に、「銃砲」を「銃砲又はクロスボウ」に改め、同号イ中「又はと殺銃」を「若しくはと殺銃又はクロスボウ」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年3月15日から施行する。
(経過措置)
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号)附則第3条第3項に規定する者を受講者とする同項の講習会は、この条例による改正後の高知県警察手数料徴収条例第10条の表4の項の(2)に掲げる講習会とする。
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。